

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊那市長 白鳥 孝

市町村名 (市町村コード)	伊那市 (20209)	
地域名 (地域内農業集落名)	東春近 (竜東六軒屋・共栄・瑞穂・木川河原田・向田啓明・西村・上寺西村・ぐみじま佃・中央和合・渡場下・宮下・城・田中・砂田・古寺・沖・土蔵・上手・藤口・中村・中央・新田・原新田・榛原・木裏原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月23日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、農業所得の減少など多くの課題がある。これらの課題を解決していくために、農地と農業を守る体制や環境づくりの実現に向けた取組を検討する。
【地域の基礎的データ】
農業者:36経営体、団体経営体(法人・集落営農組織等)8経営体
主な作物:水稲、アルストロメリア、トルコギキョウ、白ネギ、ブロッコリー、アスパラガス

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、持続可能な農業を推進するため、圃場条件に適合した農業経営を推進し、小規模家族経営農家も含め、農業生産基盤の確保や経営承継支援に努める。白ネギ、ブロッコリー、アスパラガスの生産拡大や高収益作物への取組推進を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	757 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	757 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大と担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者や農業をリタイア・経営転換する者、農地の集約化を図るために利用権を交換しようとする者は農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
県営東原地区圃場整備事業、非補助田原地区圃場整備事業と調整を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業に携わる人を地域全体で確保し、子どもたちが農業や食を身近に感じられるように努め、次世代の後継者育成を図る。また、多様な担い手が役割を發揮できる体制づくりや6次産業化の研究を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害防止対策を進める。
- ②米の減農薬栽培への取組や化学肥料低減に向けた土壌分析による施肥体系の構築により、地域の特色のある米の販売・地域ブランドの発信に取り組む。
- ③スマート農業技術の導入や研究への取組を進める。
- ⑨契約栽培野菜の生産拡大と新規品目の検討・栽培を進める。